

川崎市交通局職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱

平成 29 年 4 月 1 日
28 川交庶第 991 号

- 1 川崎市交通局におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止に関しては、川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱（平成 11 年 3 月 23 日 10 川総人第 508 号。以下「市要綱」という。）の規定（第 6 条及び第 10 条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「交通局長」と、第 8 条中「相談員及び苦情相談の処理に関与する職員」とあるのは「苦情相談の処理に関与する職員」と、第 9 条第 1 項中「市長」とあるのは「交通局長」と、第 9 条第 2 項中「次条に定めるハラスメント防止対策委員会」とあるのは「市要綱第 10 条に定めるハラスメント防止対策委員会」と読み替えるものとする。
- 2 ハラスメントに関する苦情相談を円滑に処理するため、企画管理部庶務課に苦情相談窓口を設ける。苦情相談窓口の担当職員は、次の苦情相談に応じ必要な助言を行うものとする。
 - （1）ハラスメントにより被害を受けたことに関する苦情相談
 - （2）ハラスメントを行ったと指摘され納得できないことに関する苦情相談
 - （3）第三者としてハラスメントに該当する行為を知り改善を求める苦情相談
 - （4）市要綱第 9 条に定める不利益取扱いを受けたことに関する苦情相談
 - （5）その他ハラスメントに関する一般的な苦情相談
- 3 苦情相談窓口の担当職員は、前項の助言を行う場合において必要と認めるときは、事実確認のための調査、問題解決のために必要な措置等を交通局長に要請するこ

とができる。この場合において、事実確認のために行う調査の要請は、当該苦情相談を申し出た者の了承を得て行うものとする。

- 4 第1項に定めるもののほか、ハラスメント防止対策委員会については、市要綱第10条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。